

## 会津大学情報センター（附属図書館）文献複写取扱細則

（平成18年4月1日細則第1号）

（趣旨）

第1条 この細則は、会津大学情報センター（附属図書館）利用規程（平成18年規程第号）第18条に基づき、会津大学情報センター（附属図書館）における文献複写（以下「複写」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（複写の範囲）

第2条 前条の複写は教育、研究及び学習の用に供する場合に限り行うことができる。

（複写の申込み）

第3条 複写を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ別に定める様式による申込書に所定の事項をみれなく記入のうえ、会津大学情報センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

（申込の制限等）

第4条 センター長は、次の各号の一に該当する場合は、申込者に対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱し、又はその危険があると認められる場合
- (2) 図書館の複写能力を超える複写の申込みがあった場合
- (3) 前各号のほか、センター長が特別の理由があると認めた場合

（複写料金の費用負担）

第5条 複写に要する費用は、申込者が実費負担するものとする。

（著作権に関する責任）

第6条 複写により当該図書、学術雑誌等に関し、著作権法上問題が生じた場合は、すべて申込者がその責任を負うものとする。

（施行の細目）

第7条 この細則の施行について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。